

「JAリフォームローン（オリコ保証型）」商品概要説明書

（平成31年4月1日現在）

| | |
|---------------|---|
| 商品名 | JAリフォームローン（オリコ保証型） |
| ご利用 いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ●当JA地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと組合員とすることができます。 ●お申込時の年齢が満20歳以上65歳以下であり、最終償還時の年齢が満75歳以下の方。 ●同一勤務先に1年以上勤務あるいは同一事業を2年以上営業の方。 ●安定、継続した収入があり、前年度税込年収が150万円以上ある方。 ※自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年税引前所得」とします。 ●当JAが指定する保証機関（㈱オリココーポレーション）の保証が受けられる方。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。 |
| 資金使途 | <ul style="list-style-type: none"> ●ご本人または同居家族の所有する住宅の増改築・改装・補修およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金、リフォームに関連する費用を対象とします。 （住宅関連設備の例）耐震改修工事、外壁・屋根の塗装、システムキッチン、給排水設備、太陽光発電設備、駐車場等のアスファルト工事等 ●他金融機関のリフォームローンの借換資金（直近6ヶ月間延滞のないもの） |
| 借入金額 | <ul style="list-style-type: none"> ●10万円以上1,000万円以内（10万円単位）。 ・ただし、所要金額の範囲内とします。借換の場合は借換対象ローンの残高以内とします。 |
| 借入期間 | <ul style="list-style-type: none"> ●1年以上15年以内。 ・借換の場合は、現在お借入中のリフォームローンの残存期間内とします。 |
| 借入利率 | <ul style="list-style-type: none"> ●【固定金利型】 当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。 ●【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（長期貸出最優遇金利/当JAが定める住宅ローン金利）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（長期貸出最優遇金利/当JAが定める住宅ローン金利）が年0.5%以上乖離した場合は1ヶ月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（長期貸出最優遇金利/当JAが定める住宅ローン金利）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。 |
| 返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ●元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。 ●変動金利型の場合（長期貸出最優遇金利連動型）、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年毎に行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。 |
| 担保 | <ul style="list-style-type: none"> ●不要です。 |
| 保証人 | <ul style="list-style-type: none"> ●当JAが指定する保証機関（㈱オリココーポレーション）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。ただし、当JAまたは㈱オリココーポレーションが必要と認めた場合は連帯保証人を徴する場合があります。 ●リフォーム物件の所有者・共有者の方は原則として連帯保証人になっていただきます。 |
| 保証料 | <ul style="list-style-type: none"> ●約定返済日の元利金返済にあわせ、金利に上乗せしてお支払いいただきます。 保証料は保証機関の審査によって年0.95%、年1.30%、年1.60%のいずれかに決定します。 |
| 団体信用生命 共済 | <ul style="list-style-type: none"> ●原則として団体信用生命共済のご加入いただきます。 なお、共済掛金は当JAが負担いたします。 |
| 手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ●不要です。 |

| | |
|--|--|
| <p>苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本所、支所、出張所または金融部（電話：0893-24-4182）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 印紙税が別途必要となります。 ● 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。 |

